



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年9月5日金曜日 第1996号

◇ 目 次 ◇ 規 則

| | |
|----------------------------|-----|
| 医療法施行細則の一部を改正する規則..... | 939 |
| 告 示 | |
| 落札者等の告示（2件）..... | 946 |
| 医師の指定..... | 946 |
| 指定医師の所在地の変更..... | 946 |
| 指定医師の辞退の届出..... | 946 |
| 指定自立支援医療機関の名称の変更..... | 947 |
| 指定自立支援医療機関の所在地の変更（2件）..... | 947 |
| 保安林の指定..... | 947 |
| 同意の成立（特定養殖共済）..... | 948 |

| | |
|---|-----|
| 付保義務の発生..... | 948 |
| 付保義務の消滅..... | 948 |
| 道路の供用開始（県道壬生川新居浜野田線）..... | 948 |
| 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... | 948 |

公 告

| | |
|---------------------|-----|
| 砂利採取業務主任者試験の実施..... | 951 |
|---------------------|-----|

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第51号

医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年9月5日

愛媛県知事 加戸守行

医療法施行細則の一部を改正する規則

第1条 医療法施行細則（平成14年愛媛県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------|----------------------------------|----|---|-------------|------------------------|---|-----------------|-----------------------|---|-----------------|---------------------|---|--------------|-------------------|---|--------------|------------------------|---|-----------|----------------------------------|---|-----------|--------------------------------|---|---|----|----|---|-----------------|-----------------------|---|-----------------|---------------------|---|--------------|-------------------|---|--------------|------------------------|---|-----------|----------------------------------|---|-----------|--------------------------------|
| <p>（書類の様式）</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項</th> <th style="width: 40%;">左欄</th> <th style="width: 50%;">右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>政令第5条の5の申請書</td> <td>社会医療法人認定申請書 （様式第1号）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>省令第1条の14第1項の申請書</td> <td>病院（診療所）開設許可申請書（様式第2号）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>省令第1条の14第5項の申請書</td> <td>診療所病床設置許可申請書（様式第3号）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>省令第2条第1項の申請書</td> <td>助産所開設許可申請書（様式第4号）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>省令第6条第1項の申請書</td> <td>地域医療支援病院名称承認申請書（様式第5号）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>省令第7条の申請書</td> <td>病院（診療所）専属薬剤師設置免除許可申請（通知）書（様式第6号）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>省令第8条の申請書</td> <td>病院（診療所・助産所）開設者管理免除許可申請書（様式第7号）</td> </tr> </tbody> </table> | 項 | 左欄 | 右欄 | 1 | 政令第5条の5の申請書 | 社会医療法人認定申請書 （様式第1号） | 2 | 省令第1条の14第1項の申請書 | 病院（診療所）開設許可申請書（様式第2号） | 3 | 省令第1条の14第5項の申請書 | 診療所病床設置許可申請書（様式第3号） | 4 | 省令第2条第1項の申請書 | 助産所開設許可申請書（様式第4号） | 5 | 省令第6条第1項の申請書 | 地域医療支援病院名称承認申請書（様式第5号） | 6 | 省令第7条の申請書 | 病院（診療所）専属薬剤師設置免除許可申請（通知）書（様式第6号） | 7 | 省令第8条の申請書 | 病院（診療所・助産所）開設者管理免除許可申請書（様式第7号） | <p>（書類の様式）</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項</th> <th style="width: 40%;">左欄</th> <th style="width: 50%;">右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>省令第1条の14第1項の申請書</td> <td>病院（診療所）開設許可申請書（様式第1号）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>省令第1条の14第5項の申請書</td> <td>診療所病床設置許可申請書（様式第2号）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>省令第2条第1項の申請書</td> <td>助産所開設許可申請書（様式第3号）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>省令第6条第1項の申請書</td> <td>地域医療支援病院名称承認申請書（様式第4号）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>省令第7条の申請書</td> <td>病院（診療所）専属薬剤師設置免除許可申請（通知）書（様式第5号）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>省令第8条の申請書</td> <td>病院（診療所・助産所）開設者管理免除許可申請書（様式第6号）</td> </tr> </tbody> </table> | 項 | 左欄 | 右欄 | 1 | 省令第1条の14第1項の申請書 | 病院（診療所）開設許可申請書（様式第1号） | 2 | 省令第1条の14第5項の申請書 | 診療所病床設置許可申請書（様式第2号） | 3 | 省令第2条第1項の申請書 | 助産所開設許可申請書（様式第3号） | 4 | 省令第6条第1項の申請書 | 地域医療支援病院名称承認申請書（様式第4号） | 5 | 省令第7条の申請書 | 病院（診療所）専属薬剤師設置免除許可申請（通知）書（様式第5号） | 6 | 省令第8条の申請書 | 病院（診療所・助産所）開設者管理免除許可申請書（様式第6号） |
| 項 | 左欄 | 右欄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 政令第5条の5の申請書 | 社会医療法人認定申請書 （様式第1号） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 省令第1条の14第1項の申請書 | 病院（診療所）開設許可申請書（様式第2号） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 省令第1条の14第5項の申請書 | 診療所病床設置許可申請書（様式第3号） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 省令第2条第1項の申請書 | 助産所開設許可申請書（様式第4号） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 省令第6条第1項の申請書 | 地域医療支援病院名称承認申請書（様式第5号） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 省令第7条の申請書 | 病院（診療所）専属薬剤師設置免除許可申請（通知）書（様式第6号） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 省令第8条の申請書 | 病院（診療所・助産所）開設者管理免除許可申請書（様式第7号） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項 | 左欄 | 右欄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 省令第1条の14第1項の申請書 | 病院（診療所）開設許可申請書（様式第1号） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 省令第1条の14第5項の申請書 | 診療所病床設置許可申請書（様式第2号） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 省令第2条第1項の申請書 | 助産所開設許可申請書（様式第3号） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 省令第6条第1項の申請書 | 地域医療支援病院名称承認申請書（様式第4号） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 省令第7条の申請書 | 病院（診療所）専属薬剤師設置免除許可申請（通知）書（様式第5号） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 省令第8条の申請書 | 病院（診療所・助産所）開設者管理免除許可申請書（様式第6号） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|----|---|--------------------------------------|
| 8 | 省令第9条の申請書 | 病院（診療所・助産所）管理者兼任許可申請書（様式第8号） |
| 9 | 省令第9条の2第1項の報告書 | 地域医療支援病院業務報告書（様式第9号） |
| 10 | 省令第24条の2又は第29条第1項の届出書 | エックス線装置設置（変更・廃止）届出書（様式第10号） |
| 11 | 省令第25条又は第29条第1項若しくは第2項の届出書 | 診療用高エネルギー放射線発生装置設置（変更・廃止）届出書（様式第11号） |
| 12 | 省令第26条又は第29条第1項若しくは第2項の届出書 | 診療用放射線照射装置設置（変更・廃止）届出書（様式第12号） |
| 13 | 省令第27条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の届出書 | 診療用放射線照射器具設置（変更・廃止）届出書（様式第13号） |
| 14 | 省令第27条第3項の届出書 | 診療用放射線照射器具使用予定届出書（様式第14号） |
| 15 | 省令第27条の2又は第29条第1項若しくは第2項の届出書 | 放射性同位元素装備診療機器設置（変更・廃止）届出書（様式第15号） |
| 16 | 省令第28条第1項若しくは第29条第2項の届出書又は同条第3項の届出書（同項の規定により10日以内に提出することとされるものに限る。） | 診療用放射性同位元素設置（変更・廃止）届出書（様式第16号） |
| 17 | 省令第28条第2項の届出書 | 診療用放射性同位元素使用予定届出書（様式第17号） |
| 18 | 省令第29条第3項の届出書（同項の規定により30日以内に提出することとされるものに限る。） | 診療用放射性同位元素廃止後措置届出書（様式第18号） |
| 19 | 省令第31条の申請書 | 医療法人設立認可申請書（様式第19号） |
| 20 | 省令第31条の3の申請書 | 医療法人理事数特例認可申請書（様式第20号） |
| 21 | 省令第31条の4の申請書 | 医療法人理事長特例認可申請書（様式第21号） |
| 22 | 省令第31条の5の申請書 | 医療法人管理者理事特例認可申請書（様式第22号） |
| 23 | 省令第32条第1項の申請書 | 医療法人定款（寄附行為）変更認可申請書（様式第23号） |
| 24 | 省令第34条の申請書 | 医療法人解散認可申請書（様式第24号） |

| | | |
|----|---|--------------------------------------|
| 7 | 省令第9条の申請書 | 病院（診療所・助産所）管理者兼任許可申請書（様式第7号） |
| 8 | 省令第9条の2第1項の報告書 | 地域医療支援病院業務報告書（様式第8号） |
| 9 | 省令第24条の2又は第29条第1項の届出書 | エックス線装置設置（変更・廃止）届出書（様式第9号） |
| 10 | 省令第25条又は第29条第1項若しくは第2項の届出書 | 診療用高エネルギー放射線発生装置設置（変更・廃止）届出書（様式第10号） |
| 11 | 省令第26条又は第29条第1項若しくは第2項の届出書 | 診療用放射線照射装置設置（変更・廃止）届出書（様式第11号） |
| 12 | 省令第27条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の届出書 | 診療用放射線照射器具設置（変更・廃止）届出書（様式第12号） |
| 13 | 省令第27条第3項の届出書 | 診療用放射線照射器具使用予定届出書（様式第13号） |
| 14 | 省令第27条の2又は第29条第1項若しくは第2項の届出書 | 放射性同位元素装備診療機器設置（変更・廃止）届出書（様式第14号） |
| 15 | 省令第28条第1項若しくは第29条第2項の届出書又は同条第3項の届出書（同項の規定により10日以内に提出することとされるものに限る。） | 診療用放射性同位元素設置（変更・廃止）届出書（様式第15号） |
| 16 | 省令第28条第2項の届出書 | 診療用放射性同位元素使用予定届出書（様式第16号） |
| 17 | 省令第29条第3項の届出書（同項の規定により30日以内に提出することとされるものに限る。） | 診療用放射性同位元素廃止後措置届出書（様式第17号） |
| 18 | 省令第31条の申請書 | 医療法人設立認可申請書（様式第18号） |
| 19 | 省令第31条の3の申請書 | 医療法人理事数特例認可申請書（様式第19号） |
| 20 | 省令第31条の4の申請書 | 医療法人理事長特例認可申請書（様式第20号） |
| 21 | 省令第31条の5の申請書 | 医療法人管理者理事特例認可申請書（様式第21号） |
| 22 | 省令第32条第1項の申請書 | 医療法人定款（寄附行為）変更認可申請書（様式第22号） |
| 23 | 省令第34条の申請書 | 医療法人解散認可申請書（様式第23号） |

| | | |
|----|------------|-------------------------|
| 25 | 省令第35条の申請書 | 医療法人合併認可申請書 (様式第25号) |
|----|------------|-------------------------|

(手続の方法)

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。

| 項 | 左欄 | 右欄 |
|----|--|----------------------------------|
| 1 | 法第7条第2項の変更許可 | 病院(診療所・助産所)開設許可事項変更許可申請書(様式第26号) |
| 2 | 法第7条第3項の変更許可 | 診療所病床設置許可事項変更許可申請書(様式第27号) |
| 3 | 法第8条の届出 | 開設届出書(様式第28号) |
| 4 | 法第8条の2第2項の届出 | 病院(診療所・助産所)休止(再開)届出書(様式第29号) |
| 5 | 法第9条第1項の届出 | 病院(診療所・助産所)廃止届出書(様式第30号) |
| 6 | 法第9条第2項の届出 | 病院(診療所・助産所)開設者死亡(失踪)届出書(様式第31号) |
| 7 | 法第16条ただし書の許可(政令第1条の規定により読み替えて適用される場合の承認を含む。) | 病院医師宿直免除許可(承認)申請書(様式第32号) |
| 8 | 法第27条の検査 | 病院(診療所・助産所)構造設備使用前検査申出書(様式第33号) |
| 9 | 法第46条の4第3項第4号の報告 | 医療法人不正行為等報告書(様式第34号) |
| 10 | 法第50条第3項の届出 | 医療法人定款(寄附行為)変更届出書(様式第35号) |
| 11 | 法第52条第1項の届出 | 医療法人事業報告書等届出書(様式第36号) |
| 12 | 法第55条第5項の届出 | 医療法人解散届出書(様式第37号) |
| 13 | 法第68条において準用する民法(明治29年法律第89号)第40条の請求 | 医療法人寄附行為補完請求書(様式第38号) |
| 14 | 法第68条において準用する民法第56条の請求 | 医療法人仮理事選任請求書(様式第39号) |
| 15 | 法第68条において準用する民法第57条の請求 | 医療法人特別代理人選任請求書(様式第40号) |
| 16 | 法第68条において準用する民法第77条第2項の届出 | 医療法人清算人就任届出書(様式第41号) |
| 17 | 法第68条において準用する民法第83条の届出 | 医療法人清算結了届出書(様式第42号) |

| | | |
|----|------------|-------------------------|
| 24 | 省令第35条の申請書 | 医療法人合併認可申請書 (様式第24号) |
|----|------------|-------------------------|

(手続の方法)

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。

| 項 | 左欄 | 右欄 |
|----|--|----------------------------------|
| 1 | 法第7条第2項の変更許可 | 病院(診療所・助産所)開設許可事項変更許可申請書(様式第25号) |
| 2 | 法第7条第3項の変更許可 | 診療所病床設置許可事項変更許可申請書(様式第26号) |
| 3 | 法第8条の届出 | 開設届出書(様式第27号) |
| 4 | 法第8条の2第2項の届出 | 病院(診療所・助産所)休止(再開)届出書(様式第28号) |
| 5 | 法第9条第1項の届出 | 病院(診療所・助産所)廃止届出書(様式第29号) |
| 6 | 法第9条第2項の届出 | 病院(診療所・助産所)開設者死亡(失踪)届出書(様式第30号) |
| 7 | 法第16条ただし書の許可(政令第1条の規定により読み替えて適用される場合の承認を含む。) | 病院医師宿直免除許可(承認)申請書(様式第31号) |
| 8 | 法第27条の検査 | 病院(診療所・助産所)構造設備使用前検査申出書(様式第32号) |
| 9 | 法第46条の4第3項第4号の報告 | 医療法人不正行為等報告書(様式第33号) |
| 10 | 法第50条第3項の届出 | 医療法人定款(寄附行為)変更届出書(様式第34号) |
| 11 | 法第52条第1項の届出 | 医療法人事業報告書等届出書(様式第35号) |
| 12 | 法第55条第5項の届出 | 医療法人解散届出書(様式第36号) |
| 13 | 法第68条において準用する民法(明治29年法律第89号)第40条の請求 | 医療法人寄附行為補完請求書(様式第37号) |
| 14 | 法第68条において準用する民法第56条の請求 | 医療法人仮理事選任請求書(様式第38号) |
| 15 | 法第68条において準用する民法第57条の請求 | 医療法人特別代理人選任請求書(様式第39号) |
| 16 | 法第68条において準用する民法第77条第2項の届出 | 医療法人清算人就任届出書(様式第40号) |
| 17 | 法第68条において準用する民法第83条の届出 | 医療法人清算結了届出書(様式第41号) |

| | | |
|-------|---------------|--------------------------------|
| 18 省略 | | |
| 19 | 政令第3条の3の届出 | 診療所病床設置届出書(様式第43号) |
| 20 | 政令第4条第1項の届出 | 病院(診療所・助産所)開設許可事項変更届出書(様式第44号) |
| 21 | 政令第4条第2項の届出 | 診療所病床設置許可(届出)事項変更届出書(様式第45号) |
| 22 | 政令第4条第3項の届出 | 診療所(助産所)開設届出事項変更届出書(様式第46号) |
| 23 | 政令第4条の2第1項の届出 | 病院(診療所・助産所)開設届出書(様式第47号) |
| 24 | 政令第4条の2第2項の届出 | 病院(診療所・助産所)開設届出事項変更届出書(様式第48号) |
| 25 | 政令第5条の12の届出 | 医療法人登記完了届出書(様式第49号) |
| 26 | 政令第5条の13の届出 | 医療法人役員変更届出書(様式第50号) |

(台帳の整備)

第6条 保健所長は、病院(診療所・助産所)台帳(様式第51号)を備え、病院、診療所及び助産所に関する必要な事項を記載しなければならない。

様式第2号(第2条関係) 病院(診療所)開設許可申請書

| |
|----|
| 省略 |
|----|

注 1～5 省略

6 開設者が管理者とならない場合にあつては、病院(診療所・助産所)開設者管理免除許可申請書(様式第7号)を併せて提出すること。

様式第3号 省略

様式第4号 省略

様式第5号 省略

様式第6号 省略

様式第7号(第2条、様式第2号、様式第28号関係) 病院(診療所・助産所)開設者管理免除許可申請書

| |
|----|
| 省略 |
|----|

注 省略

様式第8号 省略

様式第9号 省略

様式第10号 省略

様式第11号 省略

様式第12号 省略

様式第13号(第2条関係) 診療用放射線照射器具設置(変更・廃止)届出書

様式第13号(その1) 省略

| |
|----|
| 省略 |
|----|

注 省略

様式第13号(その2) 省略

| | | |
|-------|---------------|--------------------------------|
| 18 省略 | | |
| 19 | 政令第3条の3の届出 | 診療所病床設置届出書(様式第42号) |
| 20 | 政令第4条第1項の届出 | 病院(診療所・助産所)開設許可事項変更届出書(様式第43号) |
| 21 | 政令第4条第2項の届出 | 診療所病床設置許可(届出)事項変更届出書(様式第44号) |
| 22 | 政令第4条第3項の届出 | 診療所(助産所)開設届出事項変更届出書(様式第45号) |
| 23 | 政令第4条の2第1項の届出 | 病院(診療所・助産所)開設届出書(様式第46号) |
| 24 | 政令第4条の2第2項の届出 | 病院(診療所・助産所)開設届出事項変更届出書(様式第47号) |
| 25 | 政令第5条の12の届出 | 医療法人登記完了届出書(様式第48号) |
| 26 | 政令第5条の13の届出 | 医療法人役員変更届出書(様式第49号) |

(台帳の整備)

第6条 保健所長は、病院(診療所・助産所)台帳(様式第50号)を備え、病院、診療所及び助産所に関する必要な事項を記載しなければならない。

様式第1号(第2条関係) 病院(診療所)開設許可申請書

| |
|----|
| 省略 |
|----|

注 1～5 省略

6 開設者が管理者とならない場合にあつては、病院(診療所・助産所)開設者管理免除許可申請書(様式第6号)を併せて提出すること。

様式第2号 省略

様式第3号 省略

様式第4号 省略

様式第5号 省略

様式第6号(第2条、様式第1号、様式第27号関係) 病院(診療所・助産所)開設者管理免除許可申請書

| |
|----|
| 省略 |
|----|

注 省略

様式第7号 省略

様式第8号 省略

様式第9号 省略

様式第10号 省略

様式第11号 省略

様式第12号(第2条関係) 診療用放射線照射器具設置(変更・廃止)届出書

様式第12号(その1) 省略

| |
|----|
| 省略 |
|----|

注 省略

様式第12号(その2) 省略

省略

注 省略

様式第14号 省略

様式第15号 省略

様式第16号 省略

様式第17号 省略

様式第18号 省略

様式第19号（第2条、様式第20号 様式第22号関係） 医療法人設立認可申請書

省略

注1・2 省略

3 1人又は2人の理事を置く場合にあっては、医療法人理事数特例認可申請書（様式第20号）を併せて提出すること。

4 理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出する場合にあっては、医療法人理事長特例認可申請書（様式第21号）を併せて提出すること。

5 開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者の一部を理事に加えない場合にあっては、医療法人管理者理事特例認可申請書（様式第22号）を併せて提出すること。

様式第20号（第2条、様式第19号、様式第23号関係） 医療法人理事数特例認可申請書

省略

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)から(4)までに掲げる書類は、医療法人設立認可申請書（様式第19号）又は医療法人定款（寄附行為）変更認可申請書（様式第23号）と併せて提出する場合にあっては、添付を要しない。

(1)～(5) 省略

様式第21号（第2条、様式第19号関係） 医療法人理事長特例認可申請書

省略

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)から(4)までに掲げる書類は、医療法人設立認可申請書（様式第19号）と併せて提出する場合にあっては、添付を要しない。

(1)～(5) 省略

様式第22号（第2条、様式第19号関係） 医療法人管理者理事特例認可申請書

省略

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)から(4)までに掲げる書類は、医療法人設立認可申請書（様式第19号）と併せて提出する場合にあっては、添付を要しない。

(1)～(5) 省略

様式第23号（第2条、様式第1号、様式第20号関係） 医療法人定款（寄附行為）変更認可申請書

省略

注1・2 省略

3 定款又は寄附行為の変更が、社会医療法人の認定に係るものであるときは、社会医療法人認定申請書（様式第1号）を併せて提出すること。

省略

注 省略

様式第13号 省略

様式第14号 省略

様式第15号 省略

様式第16号 省略

様式第17号 省略

様式第18号（第2条、様式第19号 様式第21号関係） 医療法人設立認可申請書

省略

注1・2 省略

3 1人又は2人の理事を置く場合にあっては、医療法人理事数特例認可申請書（様式第19号）を併せて提出すること。

4 理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出する場合にあっては、医療法人理事長特例認可申請書（様式第20号）を併せて提出すること。

5 開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者の一部を理事に加えない場合にあっては、医療法人管理者理事特例認可申請書（様式第21号）を併せて提出すること。

様式第19号（第2条、様式第18号、様式第22号関係） 医療法人理事数特例認可申請書

省略

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)から(4)までに掲げる書類は、医療法人設立認可申請書（様式第18号）又は医療法人定款（寄附行為）変更認可申請書（様式第22号）と併せて提出する場合にあっては、添付を要しない。

(1)～(5) 省略

様式第20号（第2条、様式第18号関係） 医療法人理事長特例認可申請書

省略

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)から(4)までに掲げる書類は、医療法人設立認可申請書（様式第18号）と併せて提出する場合にあっては、添付を要しない。

(1)～(5) 省略

様式第21号（第2条、様式第18号関係） 医療法人管理者理事特例認可申請書

省略

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)から(4)までに掲げる書類は、医療法人設立認可申請書（様式第18号）と併せて提出する場合にあっては、添付を要しない。

(1)～(5) 省略

様式第22号（第2条、様式第19号 関係） 医療法人定款（寄附行為）変更認可申請書

省略

注1・2 省略

4 定款又は寄附行為の変更が、1人又は2人の理事を置くこととなる場合に係るものであるときは、医療法人理事数特例認可申請書（様式第20号）を併せて提出すること。

様式第24号 省略

様式第25号 省略

様式第26号 省略

様式第27号 省略

様式第28号（第3条関係） 開設届出書

様式第28号（その1）

省略

注1～4 省略

5 開設者が管理者とならない場合にあつては、病院（診療所・助産所）開設者管理免除許可申請書（様式第7号）を併せて提出すること。

様式第28号（その2）

省略

注1～4 省略

5 開設者が管理者とならない場合にあつては、病院（診療所・助産所）開設者管理免除許可申請書（様式第7号）を併せて提出すること。

様式第29号 省略

様式第30号 省略

様式第31号 省略

様式第32号 省略

様式第33号 省略

様式第34号 省略

様式第35号 省略

様式第36号（第3条関係） 医療法人事業報告書等届出書

省略

注1 「資産の総額」欄には、貸借対照表上の純資産額を記載すること。

2・3 省略

様式第37号 省略

様式第38号 省略

様式第39号 省略

様式第40号 省略

様式第41号 省略

様式第42号 省略

様式第43号 省略

様式第44号 省略

様式第45号 省略

様式第46号 省略

様式第47号 省略

様式第48号 省略

様式第49号 省略

様式第50号 省略

様式第51号 省略

3 定款又は寄附行為の変更が、1人又は2人の理事を置くこととなる場合に係るものであるときは、医療法人理事数特例認可申請書（様式第19号）を併せて提出すること。

様式第23号 省略

様式第24号 省略

様式第25号 省略

様式第26号 省略

様式第27号（第3条関係） 開設届出書

様式第27号（その1）

省略

注1～4 省略

5 開設者が管理者とならない場合にあつては、病院（診療所・助産所）開設者管理免除許可申請書（様式第6号）を併せて提出すること。

様式第27号（その2）

省略

注1～4 省略

5 開設者が管理者とならない場合にあつては、病院（診療所・助産所）開設者管理免除許可申請書（様式第6号）を併せて提出すること。

様式第28号 省略

様式第29号 省略

様式第30号 省略

様式第31号 省略

様式第32号 省略

様式第33号 省略

様式第34号 省略

様式第35号（第3条関係） 医療法人事業報告書等届出書

省略

注1 資産の総額 欄には、貸借対照表上の純資産額を記載すること。

2・3 省略

様式第36号 省略

様式第37号 省略

様式第38号 省略

様式第39号 省略

様式第40号 省略

様式第41号 省略

様式第42号 省略

様式第43号 省略

様式第44号 省略

様式第45号 省略

様式第46号 省略

様式第47号 省略

様式第48号 省略

様式第49号 省略

様式第50号 省略

第2条 医療法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第1号の前に次の1様式を加える

様式第1号(第2条、様式第23号関係) 社会医療法人認定申請書

| | | |
|---|-----|-------|
| 社会医療法人認定申請書 | | 年 月 日 |
| 愛媛県知事 様 | | |
| 主たる事務所の所在地 | | |
| 申請者 名称 | | |
| 代表者の氏名 ㊟ | | |
| 救急医療等確保 事業を行っている 病院又は診療所 | 名 称 | |
| | 所在地 | |
| 救急医療等確保事業の別 | | |

注1 「救急医療等確保事業の別」欄には、当該医療法人業務のうち、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第1項第5号の要件に該当するものが法第30条の4第2項第5号に掲げる医療のいずれに係るものであるかの別を記載すること。

2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)に掲げる書類は、医療法人定款（寄附行為）変更認可申請書（様式第23号）と併せて提出する場合にあっては、添付を要しない。

- (1) 定款又は寄附行為の写し
- (2) 申請時の直近に終了した会計年度について法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類
- (3) 法第42条の2第1項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1299号

次のとおり落札者を決定した。

平成20年9月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 落札に係る特定役務の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地 | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所 | 落札金額 | 契約の相手方を決定した手続き | 入札公告日 |
|-------------------------------------|--|------------|----------------------------|---------------------|----------------|------------|
| 愛媛情報スーパーハイウェイ機器等の借入れ及び保守運用管理業務の委託一式 | 愛媛県企画情報部 管理局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 平成20年7月15日 | 株式会社STNet 高松市春日町1735番地3 | 10,185,000円 (月額) | 一般競争入札 | 平成20年5月30日 |

○愛媛県告示第1300号

次のとおり落札者を決定した。

平成20年9月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 落札に係る特定役務の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地 | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所 | 落札金額 | 契約の相手方を決定した手続き | 入札公告日 |
|------------------------------------|--|------------|------------------------------------|--------------------|----------------|------------|
| 愛媛情報スーパーハイウェイ用広域イーサネットサービスの調達 13箇所 | 愛媛県企画情報部 管理局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 平成20年7月25日 | 株式会社NTT西日本 - 四国 松山市一番町四丁目3番地 | 4,665,150円 (月額) | 一般競争入札 | 平成20年6月13日 |

○愛媛県告示第1301号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成20年9月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 診断する身体障害の種類 | 診療科名 | 病院又は診療所の名称 | 医師氏名 | 同左所在地 | 指定年月日 |
|-------------------------|------|-----------------|-------|------------------|-----------|
| 肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害 | 内科 | 宇和島市国民健康保険九島診療所 | 大藤久志 | 宇和島市百之浦1362 | 平成20年9月1日 |
| 〃 | 〃 | 長谷川病院 | 佐々木 徹 | 四国中央市金生町下分1249-1 | 平成20年9月1日 |

○愛媛県告示第1302号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成20年9月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 医師氏名 | 旧 所 在 地 | | 新 所 在 地 | | 変更年月日 |
|------|-------------|-------------------|----------------|-----------------|-----------|
| | 病院又は診療所の名称 | 同左所在地 | 病院又は診療所の名称 | 同左所在地 | |
| 木原洋介 | 市立周桑病院 | 西条市壬生川131 | 国民健康保険久万高原町立病院 | 上浮穴郡久万高原町大字久万65 | 平成19年4月1日 |
| 盛實 勲 | 医療法人真泉会第一病院 | 今治市宮下町一丁目1-21 | 西条中央病院 | 西条市朔日市804 | 平成20年4月1日 |
| 小野拓也 | 医療法人今村医院 | 新居浜市七宝台町甲2375-120 | みどりクリニック | 新居浜市北内町4-10-79 | 平成20年8月1日 |

○愛媛県告示第1303号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成20年9月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| | | | | | |
|-------------|------|------------|-------|--------------|------------|
| 診断した身体障害の種類 | 診療科名 | 病院又は診療所の名称 | 医師氏名 | 同左所在地 | 辞退年月日 |
| 肢 体 不 自 由 | 整形外科 | 伊 予 病 院 | 高 岡 浩 | 伊予市八倉906 - 5 | 平成20年8月31日 |

○愛媛県告示第1304号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成20年9月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 名 称 | | 変更年月日 |
|-------------|------------|------------|
| 変更前 | 変更後 | |
| レデイ新居浜西調剤薬局 | レデイ薬局新居浜西店 | 平成20年8月30日 |

○愛媛県告示第1305号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年9月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 名 称 | 所 在 地 | | 変更年月日 |
|-------------|---------------|---------------|------------|
| | 変更前 | 変更後 | |
| レデイ新居浜西調剤薬局 | 新居浜市中萩町4 - 43 | 新居浜市中萩町4 - 44 | 平成20年8月30日 |

○愛媛県告示第1306号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年9月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 名 称 | 所 在 地 | | 変更年月日 |
|-------|--------------|---------------|-----------|
| | 変更前 | 変更後 | |
| アタゴ薬局 | 宇和島市堀端町1 - 5 | 宇和島市広小路1 - 43 | 平成20年9月1日 |

○愛媛県告示第1307号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年9月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 保安林の所在場所
新居浜市船木字大久保甲1034の3、甲1034の5、甲1034の7
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大久保甲1034の3・甲1034の5・甲1034の7（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

西条市黒谷乙2、乙10、乙33、乙34の1、乙34の43

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
黒谷乙34の1・乙34の43（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3(1) 保安林の所在場所

西条市大保木字鶯寄乙10の1から乙10の3まで

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1308号

次の加入区の特定養殖漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成20年9月5日

愛媛県知事 加戸守行

のり等養殖業（のり養殖業）

| |
|-------|
| 加 入 区 |
| 三島加入区 |
| 弓削加入区 |
| 津倉加入区 |

○愛媛県告示第1309号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成20年9月5日

愛媛県知事 加戸守行

（東予地方局産業経済部今治支局管内）

| |
|-----------|
| 宮窪加入区 |
| （中予地方局管内） |
| 伊予加入区 |
| （南予地方局管内） |
| 下灘第二加入区 |

（南予地方局産業経済部八幡浜支局管内）

| |
|--------|
| 長浜加入区 |
| 有寿来加入区 |

○愛媛県告示第1310号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成16年9月愛媛県告示第1872号）による保険に付すべき義務は、平成20年9月4日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成20年9月5日

愛媛県知事 加戸守行

（東予地方局産業経済部今治支局管内）

| |
|-------|
| 宮窪加入区 |
|-------|

（中予地方局管内）

| |
|-------|
| 伊予加入区 |
|-------|

（南予地方局管内）

| |
|---------|
| 下灘第二加入区 |
|---------|

（南予地方局産業経済部八幡浜支局管内）

| |
|--------|
| 長浜加入区 |
| 有寿来加入区 |

○愛媛県告示第1311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年9月5日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-----------|------------------------------------|-----------|
| 県 道 | 壬生川新居浜野田線 | 西条市喜多川字土居部383番39から 同字中ノ楯417番5まで | 平成20年9月5日 |

○愛媛県告示第1312号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、松山保健所及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成20年9月5日

愛媛県松山保健所長 山本しげ子

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
 J A えひめフレッシュフーズ株式会社
 伊予郡松前町大字徳丸字五屋敷 771 - 18
 代表取締役 高橋 勉
- 2 事業場の名称及び所在地
 J A えひめフレッシュフーズ株式会社食鳥センター
 伊予郡松前町大字徳丸字五屋敷 771 - 18
- 3 特定施設に関する事項
 (1) 洗浄施設 (自動割卵装置No.1)

| | | |
|-------------------------|---|--------------------------|
| 特定施設の種 類 | 水質汚濁防止法施行令 (昭和46年政令第188号。)別表第1第2号 口洗浄施設 | |
| 特定施設の能力 | 1時間当たり39,600個処理 | |
| 工事の着手予定年月日 | 許可後直ちに | |
| 工事の完成予定年月日 | 着工後1週間 | |
| 使用開始の予定年月日 | 完成後の翌日 | |
| 特定施設の使用時間間隔 | 連 続 | |
| 特定施設の1日当たりの使用時間 | 約8時間 | |
| 特定施設の使用の季節的変動の概要 | 無 し | |
| 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度 (水素指数) | 通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6 |
| | 化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 200 最大 250 |
| | 浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 300 最大 400 |
| | 窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 100 最大 120 |
| | りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 5 最大 7 |
| 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル) | 通常 1.3 最大 1.6 | |

(2) 洗浄施設 (自動割卵装置No.2)

| | | |
|-------------|---|--|
| 特定施設の種 類 | 水質汚濁防止法施行令 (昭和46年政令第188号。)別表第1第2号 口洗浄施設 | |
| 特定施設の能力 | 1時間当たり7,200個処理 | |
| 工事の着手予定年月日 | 許可後直ちに | |
| 工事の完成予定年月日 | 着工後1週間 | |
| 使用開始の予定年月日 | 完成後の翌日 | |
| 特定施設の使用時間間隔 | 連 続 | |

| | | |
|-------------------------|-----------------------------|--------------------------|
| 特定施設の1日当たりの使用時間 | 約8時間 | |
| 特定施設の使用の季節的変動の概要 | 無 し | |
| 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度 (水素指数) | 通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6 |
| | 化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 200 最大 250 |
| | 浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 300 最大 400 |
| | 窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 100 最大 120 |
| | りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 5 最大 7 |
| 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル) | 通常 1.2 最大 1.4 | |

(3) 洗浄施設 (洗卵機No.2)

| | | |
|-----------------------|---|--------------------------|
| 特定施設の種 類 | 水質汚濁防止法施行令 (昭和46年政令第188号。)別表第1第2号 口洗浄施設 | |
| 特定施設の能力 | 1時間当たり30,000個処理 | |
| 工事の着手予定年月日 | 許可後直ちに | |
| 工事の完成予定年月日 | 着工後1週間 | |
| 使用開始の予定年月日 | 完成後の翌日 | |
| 特定施設の使用時間間隔 | 連 続 | |
| 特定施設の1日当たりの使用時間 | 約8時間 | |
| 特定施設の使用の季節的変動の概要 | 無 し | |
| 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度 (水素指数) | 通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6 |
| | 化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 120 最大 180 |
| | 浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 100 最大 150 |
| | 窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 80 最大 120 |
| | りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 10 最大 15 |

| | |
|----------------------------|------------------|
| 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル) | 通常 2.4 最大 3.6 |
|----------------------------|------------------|

(4) 洗浄施設(トレー洗浄機)

| | | |
|----------------------------|--|--------------------------|
| 特定施設の種 類 | 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。)別表第1第2号 口洗浄施設 | |
| 特定施設の能力 | 1時間当たり1,000枚処理 | |
| 工事の着手予定年月日 | 許可後直ちに | |
| 工事の完成予定年月日 | 着工後1週間 | |
| 使用開始の予定年月日 | 完成後の翌日 | |
| 特定施設の使用時間間隔 | 連 続 | |
| 特定施設の1日当たりの使用時間 | 約6時間 | |
| 特定施設の使用の季節的変動の概要 | 無 し | |
| 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6 |
| | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 400 最大 500 |
| | 浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 500 最大 700 |
| | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 100 最大 120 |
| | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 10 最大 15 |
| 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル) | 通常 8 最大 12 | |

(5) 洗浄施設(コンテナ洗浄機)

| | | |
|------------------|--|--|
| 特定施設の種 類 | 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。)別表第1第2号 口洗浄施設 | |
| 特定施設の能力 | 1時間当たり1,000ケース処理 | |
| 工事の着手予定年月日 | 許可後直ちに | |
| 工事の完成予定年月日 | 着工後1週間 | |
| 使用開始の予定年月日 | 完成後の翌日 | |
| 特定施設の使用時間間隔 | 連 続 | |
| 特定施設の1日当たりの使用時間 | 約6時間 | |
| 特定施設の使用の季節的変動の概要 | 無 し | |

| | | |
|----------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6 |
| | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 400 最大 500 |
| | 浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 500 最大 700 |
| | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 100 最大 120 |
| | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 10 最大 15 |
| 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル) | 通常 10 最大 14 | |

4 汚水等の処理施設に関する事項

| | | | |
|----------------------------|-----------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 設 置 年 月 日 | 昭和60年2月20日 | | |
| 処 理 施 設 の 種 類 | 化学処理及び物理処理 | | |
| 処 理 施 設 の 型 式 | カネカ式 | | |
| 処 理 施 設 の 構 造 | 鉄筋コンクリート製 | | |
| 処 理 施 設 の 主 要 寸 法 | 縦 19.8メートル 横 30メートル 高さ 6.5メートル | | |
| 処 理 施 設 の 能 力 | 1日当たり350立方メートル処理 | | |
| 汚 水 等 の 処 理 の 方 式 | 活性汚泥法+凝集沈殿+砂ろ過 | | |
| 処理施設の使用時間間隔 | 連 続 | | |
| 処理施設の1日当たりの使用時間 | 24時間 | | |
| 処理施設の使用の季節的変動の概要 | 無 し | | |
| 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値 | 項 目 | 処 理 前 | 処 理 後 |
| | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6 | 通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6 |
| | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 500 最大 600 | 通常 10以下 最大 10 |
| | 浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 400 最大 500 | 通常 5以下 最大 5 |
| | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 80 最大 100 | 通常 5以下 最大 10 |
| | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 10 最大 15 | 通常 4以下 最大 6 |

| | | |
|------------------------------|--------|--------|
| 汚水等の 1 日当たりの量 (単位 立方メートル) | 通常 170 | 通常 170 |
| | 最大 190 | 最大 190 |

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の 1 日当たりの量

No.1 排水口

| | | |
|------------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6 |
| | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 10以下 最大 10 |
| | 浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 5以下 最大 5 |
| | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 5以下 最大 10 |
| | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 4以下 最大 6 |
| 汚水等の 1 日当たりの量 (単位 立方メートル) | | 通常 170 最大 190 |

備考 この他に雨水排水口が 4 ヶ所ある。

公 告

○公 告

砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定に基づき、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成20年 9 月 5 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 試験の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁会議室(第一別館11階会議室)

2 試験の日時

平成20年11月14日(金)10時

3 受験願書の提出期間

平成20年10月14日(火)から同月23日(木)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

県庁土木部管理局土木管理課又は住所を管轄する地方局建設部若しくは土木事務所